障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護及び同行援護　運営規程例　**【令和７年１月改訂】**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。  ２　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。  ３　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。  ４　指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ５　前４項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和６年条例第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　岩手県盛岡市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）サービス提供責任者　○名  サービス提供責任者は、次の業務を行う。  （ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあっては「同行援護計画」という。）を記載した書面を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、交付を行う。  （イ）居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。  （ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。  （３）従業者　○名以上  　　　従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。  （４）事務職員　○名以上  事務職員は、必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間等）  第６条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  ２　前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  ３　サービスの提供にあたっては、第１項の（３）及び（４）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。  （指定居宅介護等を提供する主たる対象者）  第７条　指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （５）障害児  ２　指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者  （２）知的障害者  （３）精神障害者  （４）難病等対象者  （５）障害児  ３　指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）視覚障害を有する身体障害者  （２）視覚障害を有する難病等対象者  （３）視覚障害を有する障害児  （指定居宅介護等の内容）  第８条　事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。  （１）居宅介護計画等の作成  （２）身体介護に関する内容  ア　食事の介護  イ　排せつの介護  ウ　衣類着脱の介護  エ　入浴の介護  オ　身体の清拭、洗髪  カ　通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）  キ　その他必要な身体の介護  （３）家事援助に関する内容  ア　調理  イ　衣類の洗濯、補修  ウ　住居等の掃除、整理整頓  エ　生活必需品の買い物  オ　関係機関との連絡  カ　その他必要な家事  （４）重度訪問介護に関する内容  入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助  （５）同行援護に関する内容  ア　移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）  イ　移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護  ウ　排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助  （６）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （２）から（５）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。  （利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）  第９条　指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。  ３　第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については、次のとおり利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。（特別地域加算に該当する地域で行う場合を除く。）  （１）公共交通機関等を利用した場合は、その実費  （２）事業者の自動車を利用した場合は、次の額  （ア）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル未満　○○円  （イ）通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル以上　○○円  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。  （利用者負担額等に係る管理）  第１０条　事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条に規定する負担上限月額、又は令第21条第１項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。  （通常の事業の実施地域）  第１１条　通常の事業の実施地域は、盛岡市、○○市、××市及び△△市の全域とする。  （緊急時における対応方法）  第１２条　現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ４　指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。  （苦情解決）  第１３条　提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。  ２　提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、また、法第48条第１項の規定により岩手県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は岩手県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岩手県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （個人情報の保護）  第１４条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （虐待防止のための措置に関する事項）  第１５条　事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施  （５）虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （６）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （身体拘束の禁止）  第１６条　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利  用者の生命及び身体を保護するために 緊急その他やむを得ない場合  を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体  拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態  様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを  得ない理由など必要な事項を記録するものとする。  ３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  （感染症の発生・まん延防止のための対策）  第１７条　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備  （３）従業者に対する感染症の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練の定期的な実施  （業務継続計画の作成）  第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１９条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ３　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ４　事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。  ５　事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月１日から施行する。  附　則  この規程は、（元号）○○年○月○日から施行する。 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「（　）」⇒実施するサービスのみ記載する。  ※「＊＊＊」⇒開設者（法人名）  ※「○○○」⇒事業所の正式名称  ※「、重度訪問介護…」⇒重度訪問介護、同行援護を行わない場合は、それぞれの事業に関する部分は記載しない。  ※「、指定重度訪問介護…」⇒重度訪問介護、同行援護を行わない場合は、それぞれの事業に関する部分は記載しない。また、居宅介護のみを行う場合は、「（以下「指定居宅介護等」という。）は不要。  ※「、障害児及び…」⇒第７条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は記載しない。  ※「利用者等」⇒第７条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載。以下同じ。  ※「、外出時における…」⇒重度訪問介護を行わない場合は記載しない。  ※「指定居宅介護等」⇒重度訪問介護及び同行援護を行わない場合（居宅介護のみの場合）は「指定居宅介護」と記載。以下同じ。  ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※「岩手県盛岡市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載。  （例）三丁目　○  　　　　３丁目　×  ※「（常勤職員）」⇒管理者がサービス提供責任者を兼務する場合は、「（常勤職員・サービス提供責任者兼務）」等と記載する。  ※「サービス提供責任者が管理者を兼務する場合は、「サービス提供責任者　○名（うち１名管理者兼務）」等と記載。  ※「、指定重度訪問介護にあっては…」⇒重度訪問介護、同行援護を行わない場合は、それぞれの事業に関する部分は記載しない。  ※居宅介護のみを行う場合は、「（以下「居宅介護計画等」という。）は不要。  ※「居宅介護計画等」⇒重度訪問介護及び同行援護を行わない場合（居宅介護のみの場合）は「居宅介護計画」と記載。以下同じ。  ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日までを除く毎日」等と記載する。  ※２項・３項について、行わない場合は記載しない。  ※当項について、重度訪問介護を行わない場合は記載しない。  ※当項について、同行援護を行わない場合は記載しない。  ※左記事例は一例であり、運営規程の作成にあたっては、実際に提供する指定居宅介護等の内容について記載する。  ※重度訪問介護、同行援護を行わない場合は、（４）（５）については記載しない。  ※「利用者及び障害児の保護者」⇒第７条において、「障害児」を主たるサービスの対象者としていない場合は「利用者」と記載する。以下同じ。  ※通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合、利用者等から、従業者の通常の事業の実施地域を越えての移動に要する実費（燃料費等）の支払を受けることができる。  ※通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町△丁目」など客観的に区域が分かるように記載する。  ※左記の他に行うものがあれば、それも記載する。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※指定基準条例に定める必須記載事項ではないが、基準条例等で定められており、記載するのが望ましい事項である。  ※新規のときは指定年月日。  ※事業開始以降、運営規程を変更する場合は、規程変更の施行日を定める附則を順次追記する。（上書きしない。） |